

国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院テニユア・トラック制規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院（以下「研究院」という。）の若手研究者に対しテニユア取得のインセンティブを与えることにより、優れた人材を育成し、研究院の教育研究環境の活性化と教育研究水準の向上を図ることを目的として導入するテニユア・トラック制に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 定年までの身分を保有する権利をいう。
- (2) テニユア・トラック制 テニユア・トラック期間満了時までにはテニユアの獲得にかかる審査を行い、可とされた教員についてテニユアを付与する制度（テニユアの付与が不可となった場合は、テニユア・トラック期間の満了をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。
- (3) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制の職に採用された特定教員をいう。
- (4) テニユア審査 テニユア・トラック教員として採用後の本学における教育研究活動及びそれに付随する実務の実績を厳正に評価し、本学のテニユアを獲得するために行う審査をいう。
- (5) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック教員として採用されてからテニユアを獲得するまでの期間（テニユアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

(適用対象者)

第 3 条 テニユア・トラック制の適用対象者は、特任助教又は特任講師とし、所属は世界言語社会教育センターとする。

(テニユア・トラックの期間)

第 4 条 テニユア・トラックの期間は、特任助教又は特任講師として採用された日から 4 年間とする。

- 2 テニユアの付与が否決された場合は、転出等の準備のため、最長 1 年間任期を延長することができる。

(研究支援体制)

第 5 条 テニユア・トラック教員には、教育研究等に関する指導助言を行うため、メンター教員を配置する。なお、メンター教員は、研究院長が指名する。

- 2 テニユア・トラック教員には、個人研究費を配分するほか、研究室を措置し、学内施設の利用は研究院の教員と同様とする。

(教育研究等業務)

第 6 条 特任助教は、言語文化学部または国際社会学部（以下「学部」という。）或いは留

学生日本語教育センター（以下「センター」という。）の教授会及び学部或いはセンターに関連する委員会にオブザーバーとして出席し、必要に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部或いはセンターの授業を通年換算で 3 コマ相当担当するほか、必要に応じてリレー講義を担当する。

- 2 特任講師は、学部或いはセンターの教授会構成員となり、その責務に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部或いはセンターの授業及び大学院総合国際学研究科の授業を通年換算で少なくとも 6 コマ相当担当するほか、必要に応じてリレー講義を担当する。

（テニユア審査）

第 7 条 テニユア審査の対象となる特任助教又は特任講師は、採用後 3 年を経過した者とする。

- 2 研究院長は、前項に掲げる当該特任助教又は特任講師にテニユア審査を受ける意思の有無を確認しなければならない。
- 3 研究院長は、第 8 条に定める審査委員会が審査した審査の結果に基づき、研究院教授会（以下「教授会」という。）にテニユアの付与を発議しなければならない。
- 4 研究院長は、テニユアの付与が教授会において可決されたときは、学長に上申するものとする。
- 5 テニユア審査の結果、テニユアが付与された特任助教は講師に、特任講師は講師又は准教授となる。

（審査委員会の任務）

第 8 条 研究院長は、前条第 2 項において、テニユア審査を受ける旨の意思確認をした場合は、教授会の承認を得て、直ちに審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、当該特任助教又は特任講師について審査を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、審査に必要な資料(略歴・業績一覧等)を当該特任助教又は特任講師に求め、必要に応じて口頭試問を行うことができる。
- 4 委員会は、審査に当たり、他の教員の意見を聴くことができる。

（審査委員会の構成）

第 9 条 委員会は、教授会構成員から選出された委員 4 名（第 5 条に定めるメンター教員を除く）と、外部有識者の委員 1 名により構成する。

- 2 前項に掲げる外部有識者の委員候補者は、教授会構成員から選出された委員の協議により推薦するものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、構成員の 4 名以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 委員会の議決は、4 名以上の同意を必要とする。

(庶務)

第 10 条 委員会に関する庶務は、国際化拠点室において処理する。

(細目)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制に関して必要な事項は、教授会の議を経て研究院長が定める。

(規程の改正)

第 12 条 この規程の改正は、教授会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。